

「為替証拠金取引口座設定約諾書」の一部改正について

下線部変更
(平成25年3月11日)

現 行	変 更 後
<p>第1条～第20条 (省 略)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第21条 (省 略)</p> <p>2～6 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>第1条～第20条 (現行通り)</p> <p>(免責事項)</p> <p>第21条 (現行通り)</p> <p>2～6 (現行通り)</p> <p>7 <u>取引所が算出、通知又は公表(以下この項において「通知等」とする。)する清算価格、証拠金の額その他の情報について、内容の齟齬又は通知等の遅延若しくは不能があったことにより生じた損害については、取引所に故意又は重過失がない限り、取引所がその責めを負わないこと。</u></p> <p>8 <u>取引の成立に係る処理、証拠金の授受その他清算に係る処理について、内容の齟齬又は遅延若しくは不能があったことにより生じた損害については、取引所に故意又は重過失がない限り、取引所がその責めを負わないこと。</u></p> <p>(以下現行通り)</p>